

令和2年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会（第1回）

議事概要

日時：令和2年10月7日（水） 13:30～16:10

形式：Web 会議開催

■出席者

検討委員（五十音順、敬称略）

小寺 祐二	宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
平田 滋樹	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 上級研究員
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

環境省

西野 雄一	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
中山 裕貴	” 指定管理鳥獣係長

運営事務局

滝口 正明	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	”
中田 靖彦	”

■議事

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定案について
- (2) その他

■配布資料

議事次第

出席者名簿

検討会開催要綱

資料1 現行ガイドラインからの変更概要

資料2 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定案

参考資料1 令和元年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会 議事概要

参考資料2 令和元年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会の意見への対応及び追加の改定内容

## ■議事概要

議事（１）第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定案について

資料１、資料２について事務局から説明

### 【Ⅰ章について】

質疑応答なし

### 【Ⅱ章について】

（小寺）「アウトカム目標」・「アウトプット目標」はわかりづらいが、一般的に使用される用語なのか。

（環境省）上記の用語は、行政において使用されることが多く、ガイドラインは、行政担当者が読むことを念頭に置いている。

（事務局）上記の用語の定義を、ガイドラインにしっかりと示すようにしたい。

（横山）７ページの「（２）短期的な評価や改善の重要性」の最初の段落に「順応的管理を早いスパンで実施する」と記載されているがわかりにくいので、「可能な限り年度毎に実施計画を作成することが効果的である」という文を１段落目に加えメッセージをシンプルにした方がよい。

（坂田）短期的に評価できる項目と、中長期でないと判断できない項目があるので、それを明確に伝えるべきである。出没や被害の件数は年次変動が大きいことから、１年ごとに行う評価であっても、その都度、過去５年程度の中長期的な動向に基づいて評価することが重要であることを強調すべきである。

（平田）毎年計画をリセットしなければならないと誤解されないように、５年間の特定計画の工程を示した上でその中での毎年の位置づけである実施計画を示した方がよい。

（事務局）特定計画と年次計画との関連性を示す表記に改めたい。

（平田）図Ⅰ-2-2と図Ⅰ-2-6から図Ⅰ-2-8について、個体数が減少しているにも関わらず、分布が拡大傾向の都府県も多い。イノシシの推定個体数に関する全国のデータを収集し、分布拡大状況と照らし合わせて地域ごとに比較した方がよい。

（横山）１２ページの「（２）出没した時の対応」について、野生生物と社会学会の提言の引用でも良いので、イノシシの市街地出没対応時における安全確保に関する記載を追加してはどうか。

（環境省）追加を検討する。

（小寺）１３ページの「（３）捕獲従事者等の感染症防止対策」として、現場における防護対

策だけでなく、雇用形態や保険加入状況にも配慮するといった記載も追加してはどうか。  
(事務局) 今まで検討していなかった視点であるので、環境省と共に検討したい。

(坂田) 11 ページの「3 優先度を踏まえた対策」について、捕獲数や生息密度だけでなく、それ以外の対策も含めて優先度を決定することが重要ではないか。また、被害に遭っている住民等からの対策要請の強さや意向も、優先度を決定する重要な要素になるのではないか。

(環境省) 農林水産省では、集落アンケートで野生鳥獣による住民の被害状況を把握しており、優先度を検討する際はそれらも 1 つのデータとして重ねていくというイメージで認識した。

(横山) 被害の軽減、低密度化、侵入防止という目標に対して捕獲だけでなく、被害防除対策の両輪が必要であることを明確に示すべきである。

(事務局) 捕獲強化だけでなく、被害防除対策についても記載するように検討したい。

### 【Ⅲ章について】

(小寺) 16 ページの「1) 目的」に関して、特定計画における感染症対策について、農水省の計画と都府県の連携の仕方がわかるような記載にしてはどうか。

(環境省) CSF 対策については農水省が主に取り組んでいるが、対策のうち捕獲強化については環境省も連携している。その他、野生イノシシの感染状況調査にも協力している。本ガイドラインでは特定計画に関わる捕獲強化を軸に記載しているが、全体像が分かるような文言の追加を検討する。

(小寺) 22 ページの「(7) 管理の目標」の項に、CSF に限らず ASF や口蹄疫等の感染症に加えてはどうか。また、今後 5 年間における CSF のさらなる感染拡大も踏まえた感染症対策に関する指標を入れてはどうか。感染症対策として、捕獲強化が必要であると記載するだけでなく、目標値となりうる情報についても記載した方が良いのではないか。

(環境省) 具体的な目標値を記載することは難しいと思うが、CSF 発生状況の情報を基にした捕獲強化など、可能な範囲で記載したい。

(横山) 25 ページの「1) 個体群管理」においては成獣の捕獲を推進するべきだが、感染症対策においては、幼獣を捕獲すべきという意見もあり、記載も加えても良いのではないか。

(環境省) 注釈で書くような形が良いと感じる。どのように記載するか検討したい。

(平田) 他個体との接触機会が多く、個体数増加の要因となる成獣に加えて、授乳期間終了後に移行抗体が減少し感受性個体となる幼獣の捕獲が重要との欧州の CSF 対策に留意する必要があるが、箱わな等により幼獣の捕獲も進んでいる国内においては、現段階では捕獲個体や死亡個体のサーベイランスを促すことや抗体保有率をチェックすることの文言の追加程度で良いのではないか。

(環境省) CSF 対策に関連する情報収集や調査研究は農林水産省でも進められている。関連する情報があれば紹介することを検討する。

(坂田) 個体群管理や半減目標は、管理の目標を達成するための中間的な目標であるということ区分けして記載した方が良い。

(環境省) 特定計画は、半減目標を意識した上で、各都府県における課題を解決することを目的とした計画策定を促している。特に計画の達成目標については階層的な記載をすることもあり得ると思う。説明を追加することを検討する。

(小寺) 28 ページの「1) 生息環境管理の施策の考え方」での「住宅地」、「耕作地」、「耕作放棄地」について、定義に基づく用語なのか、一般的な意味を指している用語なのか用語の定義を確認した方が良い。耕作地に餌資源が多いのは当たり前であり、イノシシが自由に食べられる餌資源の多い環境を作らないという、表現に改めたほうが良い。

(横山) 「(11) モニタリング等の調査研究」について、各指標の有効性について順位付けを行い、くくりわな CPUE 以外の捕獲効率、目撃効率に関する指標については、有効性に関する注意を促したほうが良い。各指標の有効性がさらに明らかになれば、有効な指標に移行すべきだが、地域の慣習等も踏まえて記載内容を検討すべきである。

(事務局) 指標の有効性に配慮した表記に改める。

(環境省) 指標の特徴については、IV章にまとめていきたい。

(坂田) モニタリングは目的との関連性が重要である。都府県が、最終的に計画の目的の評価できるよう適切な手法を選択できるように、各モニタリング手法の目的、メリット・デメリット、費用対効果(コスト)、精度(必ずしも精度が高ければ良いと言う訳ではない)を示すべきである。最終目的に関わる指標や実施している施策に関する情報が収集されていないのに、中間的な指標だけ精度高く収集しても効用は少ない。

(平田) データの収集から計画の策定までにはタイムラグが生じるので、データの分析結果を計画策定に迅速に反映させるために、データの収集から分析までの省力化、迅速化を意識して記載したほうが良い。密度指標を前年度と比較して動向を把握することが重要である。

(平田) 27 ページの捕獲の担い手確保・育成について、国や都府県の過去の研修会資料のデータや既存の人材育成の研修や農林水産省と環境省が実施している人材登録制度を活用したりしながら、オンライン講習会等も活用していただきたい。

(環境省) 鳥獣管理に関する研修等についても、実技の講習など集合しないとできない場合を除いて、WEB を活用するなど新しい生活様式に対応していく必要があると考えている。

(小寺) モニタリングの項で、各地のジビエ加工施設では個体の体重が必ず計測されるため、そのデータ活用について記載した方が良い。また、メスの体重は妊娠に関与するので、表Ⅲ-2-2の指標の中に、捕獲個体情報の中で重要な体重（特にメス）についての記載がないので追記した方が良い。

(環境省) 農林水産省にも、ジビエの加工施設における実態について伺いたい。捕獲個体全ての体重を調べるのは現実的ではないので、書きぶりについては検討する。

(小寺) II章でも同様の意見を出したが、39ページの「6) 感染症対策の実施」の項目に、事業として捕獲を行う場合は、実施体制に加えて雇用形態の把握についても記載すると良い。

(平田) 35ページの特定計画と鳥獣被害防止計画では、根拠法と策定主体が異なることに留意すべきである。各計画の目的・目標が異なる中で、情報共有と方向性のある程度合わせることが重要であり、特定計画策定の委員会にオブザーバーとして市町村の担当者を招集するなど、整合性を取る工夫や具体的な方法について記載した方が良い。

(環境省) 各計画の文言を合わせることが重要なのではなく、都府県と市町村が連携することが重要であると認識しているので、誤解無く伝わるような表現としたい。

(坂田) 36ページの実施計画について、単年のデータのみを抽出して評価するのではなく、経年変化を把握し、施策の実施から効果が出るまでのタイムラグや、データ整理のタイムラグ、被害件数の年次変動も踏まえた上での評価や施策の展開を考える必要がある。その辺りが誤解なく伝わるようにした方が良い。

(環境省) 施策の目標の評価は年度毎に行えるが、管理の目標の評価は単年では難しい。かき分けが重要であると承った。

(横山) モニタリングは、可能な限り精度が高い方法で継続的に行うことが重要である。モニタリングにより毎年状況を把握して施策を検証することが必要である。

(平田) 「年間の捕獲目標が達成されたとしても、被害が減らない場合、捕獲目標を増やし」という文言に危うさを感じる。施策の効果が出るまでのタイムラグを考慮することや、改善するにしても単なる捕獲数の増減だけでなく、目標と照らし合わせた捕獲ができているかといった評価を行い、性比や成獣比、捕獲場所等も考慮するような表現をお願いしたい。

(横山) 37ページの錯誤捕獲が発生した場合は即放獣されなくてはならず、殺処分は違法であるということを強調すべきである。

(環境省) 錯誤捕獲した場合は原則として放獣することとしているが、錯誤捕獲の定義にもよるので誤解の無い表現としたい。錯誤捕獲への対応については、日本哺乳類学会でも議論がなされるとのことなので、連携しながら引き続き検討を進めていきたい。

(平田) 大日本猟友会の会報等の資料を参考にしつつ、捕獲従事者の安全や保険適用に配慮した文言を追加した方が良い。事業を受注する際の仕様書では、安全管理体制や実施体制についての情報提供が求められることが多いので、そういった観点も必要ではないか。

(横山) 39 ページの「②人獣共通感染症への注意喚起」についてどの感染症が増加傾向にあるのか、把握できる記載にすべきである。

(小寺) 数年前に狩猟者の感染症の抗体保有状況について、論文にしているので参考になれば良い。

(小寺) 捕獲作業を事業として実施する場合、作業従事者の雇用関係を含めて危機管理対応について記載してはどうか。

(環境省) ガイドラインで個別の事業に対応することは難しいと思うが、安全管理に関してどこまで書けるか検討したい。

(坂田) 狩猟は、事故や感染症などの危険を伴う作業であるが、行政は一般の人に向けて危険なことを推奨している事実を認識しておかなければならない。

(環境省) 危険を伴う作業であるので、狩猟は免許制であり、捕獲の技術を持っている方に依頼しているが、そういった方向けに安全管理について記載した方が良いと感じた。人材育成についても、安全管理についての普及啓発が重要である。

(平田) ガイドラインで、環境省や農林水産省がしっかりと管理や対策の担い手の人材育成を行っており、研修会や人材登録制度を紹介してはどうか。今回のガイドラインへの記載が難しければ、別途、保護・管理レポートの形でも良いと思う。

議事(2) その他

質疑応答なし

以上